

全国健康保険協会の業績に 関する評価結果について(平成25年度)

平成 27 年 3 月 20 日

業績評価結果一覧表（平成25年度）

. 健康保険

1. 保険運営の企画	最終評価
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	B
(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	A'
(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進	A
(4) 調査研究の推進等	B
(5) 広報の推進	B
(6) 的確な財政運営	B

2. 健康保険給付等	最終評価
(1) サービス向上のための取組	B
(2) 高額療養費制度の周知	B
(3) 窓口サービスの展開	B
(4) 被扶養者資格の再確認	B
(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化	B
(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止	B'
(7) 効果的なレセプト点検の推進	B'
(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化	B
(9) 積極的な債権管理回収業務の推進	B
(10) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化	A'

3. 保健事業	最終評価
(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進	B
(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	B'
(3) 各種業務の展開	B

【判定基準】

S: 目標を大幅に上回っている

A: 目標を上回っている

B: 目標を概ね達成している

C: 目標をやや下回っている

D: 目標を下回っており、大幅な改善が必要

. 船員保険

1. 保険運営の企画・実施	最終評価
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進	B
(2) 情報提供・広報の充実	A'
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	A
(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保	B'
(5) 準備金の安全確実かつ有利な管理・運用	A'

2. 船員保険給付等の円滑な実施	最終評価
(1) 保険給付等の適正かつ迅速な支払い	A'
(2) サービス向上のための取組	A'
(3) 高額療養費制度の周知	B
(4) 被扶養者資格の再確認	A'
(5) レセプト点検の効果的な推進	A'
(6) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収	A'

3. 保健・福祉事業の着実な実施	最終評価
(1) 保健事業の効果的な推進	B'
(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み	A'
(3) 福祉事業の着実な実施	A'

. 組織運営及び業務改革

	最終評価
1. 業務・システムの刷新	B'
2. 組織や人事制度の適切な運営と改革	B'
3. 人材育成の推進	B'
4. 業務改革の推進	B'
5. 経費の節減等の推進	B'

. その他

	最終評価
1. 事業主との連携・連携強化への取組み	B

【判定基準】

- S: 目標を大幅に上回っている A: 目標を上回っている B: 目標を概ね達成している
 C: 目標をやや下回っている D: 目標を下回っており、大幅な改善が必要



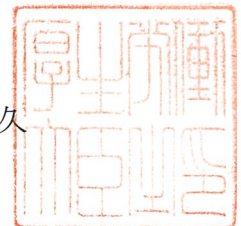
厚生労働省発保1126第2号

全国健康保険協会
理事長 小林 剛 殿

健康保険法（大正11年法律第70号）第7条の30の規定に基づき、別紙のとおり、平成25年度の健康保険事業と船員保険事業の業績の評価を行ったので、その結果を通知する。

平成26年11月26日

厚生労働大臣 塩崎 恭久



(別紙)

全国健康保険協会の平成 25 年度における 健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果

平成 26 年 1 1 月 2 6 日

I. 評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業と船員保険事業を行い、加入者が良質かつ効率的な医療を享受できるようにするとともに、加入者の健康増進に取組み、加入者と事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮するため、

- ・ 加入者と事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者と事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

また、船員保険事業の運営に当たっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、事業の運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、協会の健康保険事業と船員保険事業の業績評価について、平成 25 年度事業計画に基づき実施した業務実績全体の状況についての「業績全般の評価」と同事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」を行った。

なお、業績の評価に当たっては、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とした「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（平成 26 年 6 月 13 日、9 月 8 日及び 10 月 10 日開催）の各構成員の意見を参考としている。

II. 業績全般の評価

業績の個別項目に関する具体的な評価については、別添のとおりであるが、全般としての評価結果は次のとおりである。この評価結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨みたい。

【健康保険】

1. 保険運営の企画に係る取組みについて

協会では、「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」の実現に向け、各支部と地方自治体等との間での包括的な連携協定等の締結、パイロット事業の実施拡大、ジェネリック医薬品の使用促進及び調査研究の推進等に積極的に取り組んだ。特に、ジェネリック医薬品の使用促進に係る取組みでは、切替者数、効果額ともに前年度の実績を大きく上回る成果を上げており、評価できる。その他、各支部と地方自治体等との間での包括的な連携協定等の締結については、前年度より約5倍に増加、調査研究の推進等に係る取組みについては、新たに調査研究報告会の開催を試みる等、目標達成に向け、着実に取り組んでいると認められる。

ジェネリック医薬品の使用促進等の取組みについては、医療費適正化に資するものであるため、今後も更に推進するよう、引き続き積極的に取り組まれない。

また、地方自治体との包括的な連携協定等の締結に関しては、締結すること自体を最終的な目標とするのではなく、今後はそれを具体的な事業に繋げ、成果を出して行くことが必要である。なお、パイロット事業に関しても、データヘルス計画の核となる事業主との連携（コラボヘルス）と加入者への意識づけ（健診データに基づく情報提供）に資するよう、全支部での実施を促す更なる取組みが必要である。

調査研究の推進に向けた取組みについては、今後も引き続き取り組むことが必要であるが、協会本部においては、各支部が実施する調査研究事業のバックアップに努めるとともに、調査分析の結果を医療費適正化に活用する方策についても検討する必要がある。

2. 健康保険給付等に係る取組みについて

協会では、健康保険給付の申請の受付から振込までの期間について、サービススタンダード（所要日数の目標）を10営業日以内に設定する等により、目標達成に向け取り組むとともに、広報による制度周知、柔道整復施術療養費の照会業務の強化、傷病手当金・出産手当金不正請求の防止、効果的なレセプト点検の推進、資格喪失後受診等による債権発生防止のための被保険者証の回収強化、積極的な債権管理回収業務の推進、健康保険委員の委嘱者数拡大・活動強化等、様々な取組を行った。

これらの取組みの結果、目標を達成できたものについては、更なる実績の向上を目指し、引き続き積極的に取組みを行うとともに、目標を達成しなかった

ものについては目標達成に向けた方策を検討されたい。特に、保険給付の適正化に向けた取組みのうち、被保険者証の回収率は6割台に止まり、債権の回収実績については、依然として6割を満たしていないことから、これらについては、今後、日本年金機構との連携など、なお一層の取組みを強化する必要がある。また、不正請求防止のための事業所への立入調査についても件数の増加に向け、今後、なお一層、積極的に取り組まれない。更に、健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化に向けた取組みについては、委嘱者数が大幅に増加したことは評価できるが、協会が事業主との連携のもと事業を進めるにあたり、健康保険委員が非常に重要な役割を有していることに鑑みれば、引き続き、更なる委嘱者数の拡大に努めるとともに、研修会等を通じて健康保険委員の知識向上に努められたい。

3. 保健事業に係る取組みについて

協会では、保健事業を推進するため、健診実施機関の拡充、健診受診券の本人の自宅への直接送付、特定健診補助額の引き上げ、地方労働局との連携による事業者健診データの取得勧奨、地方自治体と特定健診・がん検診との連携、事業所健康度診断(事業所カルテ)を活用した利用勧奨等に取り組むとともに、保健事業の効果的な推進のため、重症化予防事業の全国展開を行う等、パイロット事業を活用する取組みを行った。また、地方自治体との連携・協働に関する覚書や協定の締結の拡大を図った。

保健事業の推進、特に健診等の実施率向上に向け、協会が様々な取組みを試み、その結果、一定の成果を上げたことについては評価できるが、実施率は決して十分な水準にあるとは言えず、前年度より目標指標を下げている(被保険者の健診を除く)ことも考慮すると、これまでの業績評価の指摘事項に対する対応が十分になされているとは言い難い。

今後は、協会が設定した目標を達成するのはもちろんのこと、国が定めた目標を達成することも視野に入れ、なお一層、実施率の向上に向けて取り組むことが必要である。

【船員保険】

1. 保険運営の企画・実施に係る取組みについて

協会では、特定健診等の実施率向上に向け、実施機関の拡大や自己負担額の軽減及び被扶養者の生活習慣病予防健診を受診可能とするとともに、加入者の健康増進の意識の向上に向け、健康状況に応じたオーダーメイドの「情報提供

冊子」を送付する等の各種取組みを積極的に行った。

健診実施機関の拡大、オーダーメイドの「健康情報冊子」の配布等により加入者の疾病予防や健康増進を図ったとともに、ジェネリック医薬品軽減額通知の取組等により、医療費の適正化を図ったことは評価できる。特に、ジェネリック医薬品の使用促進に向けた様々な取組みにより、切替者数、効果額とも前年度を大幅に上回る結果となったことは評価できる。

今後も更なる成果が得られるよう、引き続き取組みを推進されたい。

情報提供及び広報の取組みにおいては、ホームページや紙媒体を使用し積極的に取り組んだことは評価できるので、今後も引き続き取組みを推進されたい。

また、健全かつ安定的な財政運営の確保という点から見れば、現時点においては、安定的な財政運営が確保されていると考えられるが、被保険者数が減少していることや1人当たり医療費が増加している傾向を踏まえると、今後は予断を許さない状況であるため、継続して安定的な財政運営が確保できるよう努める必要がある。なお、準備金については、引き続き安全確実かつ有利に運用されたい。

2. 船員保険給付等の円滑な実施に係る取組みについて

協会では、サービススタンダードを10営業日以内に設定する等により、目標達成に向け取り組むとともに、サービス向上のための取組、高額療養費制度の周知、被扶養者資格の再確認、レセプト点検の効果的な推進、無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収等、様々な取組みを行った。

これらの取組みの結果、目標を達成できたものについては、更なる実績の向上を目指し、引き続き積極的に取組みを行うとともに、目標を達成しなかったものについては、その原因を検証し、目標達成に向けた方策を検討されたい。

3. 保健・福祉事業の着実な実施に係る取組みについて

協会では、特定健診や特定保健指導の推進等に向け、船員労働の特殊性に配慮した健診を実施するとともに、実施機関の拡充、特定健診補助額の引き上げ等、様々な取組みを行った。これらの取組みにより、一定の成果を上げたことは評価できる。しかし、そのほとんどが（被扶養者の健診を除き）協会が設定した目標でさえ達成するには至っておらず、実施率は決して十分な水準にあるとは言えない。また、前年度より目標指標を下げていることも考慮すると、これまでの業績評価の指摘事項に対する対応が十分になされているとは言い難い。

今後は、協会が設定した目標を達成するのはもちろんのこと、国が定めた目標を達成することも視野に入れ、なお一層、実施率の向上に向けて取り組むことが必要である。

なお、加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取り組みとして、出前健康講座の実施等を積極的に行ったことについては評価できるので、今後も引き続き、取り組みを推進されたい。

また、福祉事業の着実な実施に係る取り組みとして、無線医療助言事業について、事業の継続に支障が出ないように努めたことや「新たな福祉事業」の実施を決定したことについては評価できるので、今後も引き続き、船員労働の特殊性を踏まえ、着実に取り組まれたたい。

【組織運営及び業務評価】

協会では、業務・システムの刷新、組織や人事制度の適切な運営・改革、人材育成、業務改革の推進及び経費の削減等の推進に係る取り組みについては、着実に取り組んでおり評価できるので、今後も引き続き、取り組みを推進されたい。

【その他】

事業主との連携・連携強化への取り組みについて

協会が事業を円滑に推進するにあたっては、事業主との連携や健康保険委員の活動は重要である。業績評価検討会委員からは、事業主との連携を一層強化するためにも、健康保険委員の組織化を検討すべきとの意見もある。協会においては、今後の更なる事業主との連携強化に向けた方策を検討されたい。